

(a)算定基礎届の提出にあたって

令和8年6月8日

神奈川県自動車販売健康保険組合

当健康保険組合への提出について

届出内容

算定基礎届に届出いただく被保険者情報について



日本年金機構から提供された被保険者情報に基づき算定基礎届を作成してください。

(追加)

令和8年6月1日以降に資格を取得した被保険者は対象外です。令和8年5月31日までに資格を取得した方で、被保険者情報に反映されていない場合は、データを追加していただくようお願い申し上げます（日本年金機構と同様）。

当健康保険組合への提出について

算定基礎届と算定基礎届総括表の提出

日本年金機構は算定基礎届総括表を廃止しましたが、**当健保組合には提出をお願いします。**

(提出方法)

① KenpoWave21 Connect (コネク特) もしくはマイナポータルを活用した電子申請

※ ①の場合、算定基礎届総括表 (Excel) はコネク特内の**ファイル共有アップロード**から提出

② KenpoWave21 Connect (コネク特) を活用して、電子化文書 (PDF等) として送付

(提出物)

① 算定基礎届総括表 (Excel)、CSV形式届書総括票 (PDF)、算定基礎届 (CSV or TXT)

② 算定基礎届総括表 (Excel)、算定基礎届 (PDF)

算定基礎届「総括表」は、当健康保険組合ホームページに掲載しています

当健康保険組合への提出について

提出期限

算定基礎届・・・令和8年7月10日（金） （日本年金機構と同日）

夏季の賞与支払届・・・原則として、令和8年7月10日（金）

※賞与の支給がこれからの場合は、支給日から5日以内

7月月変・・・令和8年7月10日（金）

8月月変・・・令和8年8月10日（月） 夏季休暇前に提出をお願いします。

9月月変・・・令和8年9月10日（木）

記入内容、ご注意いただきたい点

7月月変対象者 8月、9月月変予定者

7月月変対象者、8月、9月月変予定者につきましては、

CSV等による電子申請：7月月変対象者、8月、9月月変予定者を除くか、備考欄に「〇月月変更対象」、「〇月月変予定」とメモ登録をお願いします。

電子化（PDF）による申請：「備考欄の3、月額変更予定」に〇印を付してください。

1	① 115		② 健保太郎			③ 5-601007			④ 8 年 9 月		⑦			
	⑤ 健 240 千円		⑥ 厚 240 千円		⑦ 7 年 9 月		⑧ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑨ 遡及支払額		⑩			
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休、育休、退職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他()			
	月	日	円		円		円		円					
月	日	円		円		円		円						
月	日	円		円		円		円						

記入内容、ご注意いただきたい点

7月月変対象者 8月、9月月変予定者

- 該当月に月額変更届の提出（原則10日まで）
- 8月、9月月変予定者が月額変更に該当しなくなった場合
→当該被保険者の算定基礎届の提出が必要です。
- 8月、9月月変予定者を算定基礎届として提出した場合
→該当月に、当該被保険者の月額変更届の提出が必要です。



提出漏れのないようお願いします。

記入内容、ご注意いただきたい点

支払基礎日数

- 支払基礎日数は、その報酬の支払い対象となった日数。
- 月給制の場合、支払月の暦日ではなく、給与計算の締切日によって異なります。

給与末日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	4月1日~30日	30
5月	5月1日~31日	31
6月	6月1日~30日	30

給与25日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月26日~4月25日	31
5月	4月26日~5月25日	30
6月	5月26日~6月25日	31

給与末日締 翌月10日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月1日~31日	31
5月	4月1日~30日	30
6月	5月1日~31日	31

支払基礎日数に暦日数を記入する例がみられますのでご注意ください

記入内容、ご注意いただきたい点

支払基礎日数

欠勤者が欠勤日数分だけ給料が引かれる場合

月給制で、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合、暦日から欠勤日数を控除するのではなく、就業規則等に基づき事業所が定めた日数から、欠勤日数を控除した日数を「支払基礎日数」としてください。

例：事業所で定めた月の勤務日数22日 欠勤日数：4月は10日間、5月は5日間、6月は3日間

① 115		② 健保花美		③ 7-100701		④ 8 年 9 月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩	
⑤ 健 240		厚 240		⑥ 7 年 9 月		1. 昇給		⑨ 遡及支払額		⑪		1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	
⑨ 支給月 ⑩ 日数		⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額		2. 二以上勤務 3. 月額変更予定	
4 月 12 日		96,000 円		0 円		96,000 円		288,000 円		⑯ 修正平均額		4. 途中入社 5. 病休、育休、休職等	
5 月 17 日		136,000 円		0 円		136,000 円		144,000 円				6. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
6 月 19 日		152,000 円		0 円		152,000 円						7. パート 8. 年間平均	
												9. その他(4月10日間、5月5日間、6月3日間)	

暦日から欠勤日数を引いている例がみられるのでご注意ください

記入内容、ご注意いただきたい点

短時間就労者（パート）

短時間就労者（パート）の取り扱い

短時間就労者（パート）の人は、次の勤務時間と勤務日数の両方に該当するときに常用的使用関係にあるとみなされ、被保険者として扱われます。

- ① 1週間の勤務時間が、その事業所で同種の業務を行う一般社員の所定労働時間の4分の3以上ある事。
- ② 1カ月の勤務日数が、その事業所で同種の業務を行う一般社員の所定労働日数の4分の3以上であること。

備考欄の7. パートに○を記入

記入内容、ご注意いただきたい点

短時間労働者

短時間労働者の取り扱い

- 1週間の所定労働時間が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満、又は1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、AからEまですべての要件に該当する人は健康保険被保険者になります。

- A 1週間の所定時間が20時間以上の場合
- B 当該事業所に継続して2カ月を超えて使用されることが見込まれる場合
- C 賃金の月額が88,000円以上の場合
- D 大学生等の学生でない場合
- E 勤務先が特定適用事業所（従業員数が常時51人以上）

また、AからDに該当し、Eに該当しなくても、勤務先が労使の合意のもと、任意特定定期用事業所となった場合は、健康保険の被保険者となります。

備考欄の6. 短時間労働者（特定適用事業所）に○を記入